

東アジアにおける国際関係（III）

－条約改正の政治と外交

International Relations in East Asia (III): Politics and Diplomacy of the Treaty Revision

奥田 和彦

Kazuhiko OKUDA

“It is no exaggeration to say that for the Japanese the need for revision became a national crusade that transcended all other concerns. It heavily influenced their selection of political and legal systems for a time, the clothes people wore, the books they read, and even the public amusements they engaged in. Everything seemed to be done as if Japan were being constantly watched and evaluated by the West. This national consciousness probably helped smooth the way for the wrenching reforms that Japan undertook in the name of “modernization” and in the cause of revision. In short, revision was for three decades the single most important matter in Japan” (Louis G. Perez, *Japan Comes of Age*: 11)

はじめに

「不羈独立」という言葉は明治日本の時代精神を的確に表現している。「不羈独立は明治初年から三〇年代にかけて、様々な人々によって追求された。それは不羈独立が国家的、国民的関心事だったことを示す一方、不羈独立が十分に実現していなかったことを意味する。すでに実態として存在しているなら、事々しく言挙げする必要などないのである。不羈独立はそこに欠けているからこそ目標となった」（佐々木隆『明治人の力量』：9-10）。具体的には日本が幕末期に結んだ「安政条約」に規定された不平等条約（治

外法権および関税自主権の喪失など)の改正であり、その国権(主権の自己完結性)の回復のためには「立憲政治」を実現することであり、その課題は明治新政府の首脳が認識したように、西欧の国際法に準じた国内法の改訂が必須の条件であるとし、その背景には「外発的要因」が大きく働いていたことを彼らは見てとった。特に伊藤博文は、条約改正を実現した原動力は日本が西欧から見て「理解可能な国、政治的価値観の共有する国になった」こと、憲法をはじめ政治・法律システムは西欧標準でありその必要から「導入・整備されたのであると立憲政治導入に外発的要因が大きく働いたことを認めていた」(同上:10-12)。歴史社会学者アーナソンが指摘しているように、日本の近代性への劇的な変容の「理論的解釈」は、西洋モデルを単に移行する以上に、西洋モデルを独特かつ効果的に、稀な能力で混合させそれを新しい文脈に適合したところに見られる(J. Arnason: *Social Theory and Japanese Experience*: xiv)。日本が西洋化や近代化を「成功裏に」達成できたのは、不羈独立の時代精神を背景にして、当時の国内情勢と世界情勢を的確に見据えながら、国内の制度改革を達成した「目利きの鋭い」(critical self awareness) 政治的リーダーシップに負うところ大であった。

国際関係史上、文明の「借用」は、植民地住民の不承不承の受容態度からより意図的、自発的な受容態度まで見られる。後者の場合は、大陸文明(特に仏教と儒教)を借用して古代国家を創造してから一九世紀には西洋文明を借用して日本の近代国家を建設するに至る日本人の態度に顕著に見られるのである(Beasley, *Japan Encounters the Barbarian*, 1995; 拙稿、2018年3月、4月)。文明借用の事例を比較・国際史の観点から見ると、日本の近代化の事例は世界でも稀な「成功例」として認められるだろう。文明を成功裏に借用するということは、ただ真似事ではなく、既存の伝統文化の上に他の文明・文化を移植(grafting)する作業である。

つまり、他の文明・文化を選択的に「自分のものにする」(appropriation) 作業と理解されるのである (A. Bozeman, 1975, 拙稿, 2001)。このことを尾藤正英は、日本文化の性質について次のように指摘している。「明治維新後の日本の近代化について、欧米人がともすれば『猿まね』と言いたがるのは、その近代化を支えた日本固有の伝統的要因を無視しているからである。また東アジアにおいても、中国にせよ、韓国にせよ、日本文化などは、大陸文化の亜流であるとし、独自の価値あるものなどとは全く考えていないのが実情である」と (『日本文化の歴史』: iv.)。

岩倉使節団の西洋文明の借用に至る「外発的要因」は、幕末期の開国から維新の開港による通商と外国人居留に関する問題を端を発している (F.C. Jones, *Extraterritoriality in Japan*)。明治天皇はすでに締結された幕府と諸外国の通商協定 (安政条約) は是認するとしても、協定には「いくつかの有害な条項が含まれており、国際正義に則り改正しなければならないと布告していた」 (Sansom, *The Western World and Japan*: 383-4)。明治新政府の首脳たちは、不平等条約を改正するためにも、国内の政治、経済、法の諸制度の改革が必須の条件であることを自覚し、西洋文明に学ぼうと企図した。その任務を担って編成されたのが岩倉使節団であった。牧野伸顕 (大久保利通の次男、当時一一歳は大久保の随従者で使節団のメンバーではなかったが、のち文相・宮相・内大臣など歴任) は、その『回顧録』 (一九四八年) のなかで岩倉使節団を回顧して次のように書いている。「この欧米への使節派遣は、廃藩置県とともに、明治以後の我が国の基礎を作った最も重要な出来事として挙げなければならない」と (加藤周一『雑種文化』: 107)。また、近年、著名な国際政治学者 J. ナイは、この派遣は日本が「アジアで最初のグローバリザー」として立ち上がった姿であったと指摘している (J. Nye, Jr. 2000)。

(1) 明治新政府と岩倉使節団

岩倉具視は、一八六八年春、徳川幕府を転覆させる脈絡の中で、朝廷の外交使節を海外に派遣する計画を最初に提案した人物であった。外交政策は幕府ではなく、厳密に朝廷の管轄権であると主張していた。岩倉はまた、朝廷への助言者たちが現在の世界に好ましい政策枠組み作りのために、国際関係および通商の現状を調査・研究する必要を強調していた。維新に向けての騒乱でそれを実行することはできなかったが、岩倉はその考えを心に留めていたのである。その調査・研究を練り上げるにあたり、アメリカ公使 C. デ・ロングとイギリス公使 F. アダムスのアドバイスも受けているが、「お雇い外国人」フルベッキ (G.H.F. Verbeck, 1830-1898—オランダ系アメリカ人宣教師) の提案はより具体的であり影響を及ぼした (Soviak, 1971; Beasley, 1995: 158)。彼は安政六年 (1859)、宣教師として長崎で教鞭をとった。この時の門下生には大隈重信、副島種臣、江藤新平、大木喬任、伊藤博文、大久保利通、加藤弘之らが顔を並べている。彼が大隈に対して「目的・組織・人員・調査方法・旅程などを記した訪米への遣外使節団の計画」(ブリーフ・スケッチ) を提出してから、使節団の計画は本格化した (Soviak, *ibid.*: 159)。一方、岩倉はフルベッキに来訪を求め、計画書の説明を求めた。この動きは彼が外務卿としての職掌のみではなく、この頃、すでに大久保参議とともに三条太政大臣の指示の下に遣外使節の計画がすすんでいた。「大隈使節団構想」に対抗して、岩倉使節団の計画を画策しはじめていたからである。この切り替えの背後には、大隈らに政治課題の主導権を握られれば、条約改正が内政全般にかかわる問題だけに、政権の覇権は大隈派の非薩長派に握られる可能性があるかと危惧したのである。そこで岩倉と大久保は木戸孝允、西郷隆盛、板垣退助を説得し、三条も同意させて岩倉使節団に切り替えさせたのである (田中彰『岩倉使節団—米欧回覧実記』: 24, 27-8)。毛利敏彦

によると、この切り替えはむしろ大久保の「政治的策謀の産物であり、岩倉は大久保に利用されたかたちであったとする。大久保は大隈使節をつぶして代わりに岩倉を正使に自分を副使にするように強引に工作した。彼は薩摩派に政局主導権を確保しておく都合だけでなく、肥前出身の大隈に条約改正事業の主役を渡したくなかったのである。しかも、大久保は自分の外遊中にライバル木戸らに長州派の勢力を伸長することも予防しなければならなかったし、何かにつけて西郷と摩擦をおこしがちな木戸をこの機会に、副使として同行しないとたくみに誘いをかけたのである。このころ、薩摩派との抗争につかれた木戸は、厭世的になって現実逃避を望んでいたので大久保の誘いにのり、かつての子分の伊藤を連れていくことにした。このような複雑ないきさつでおもいもかけぬ大型岩倉使節団が成立した」のであった（毛利敏彦『岩倉具視』：143；松尾正人『木戸孝之』：141-2）。

大隈はこの切り替えで政府内に留まるをえずと判断し、内政処理で派閥抗争をなるべく避けるためにできるだけ多くの人材を海外に派遣しようと考えたと共に、その間に改革をおし進めようと「鬼の留守に洗濯」を狙った。つまり、彼は「内政に活路を見出すことになる」（清水唯一郎『近代日本の官僚』：108-110）。「留守政府」は三条実美（太政大臣）、西郷隆盛（筆頭参議）、板垣退助（参議）、大隈重信（参議）は井上馨と渋沢栄一を片腕に、大久保不在の大蔵省を担当することになる。それにしても、大隈にとって留守政府にも不安がある。西郷や板垣の名声に確たるものがあったとしても、彼らはこれまで藩のなかでの活動が主であり、中央政治に参加すること少なく経験、力不足だと案じたのである。「とくに大隈の心配は、西郷がその性格の『正直』なところから、不平不満の徒にかつがれ、加えて、政治上の経験が乏しいから、錯綜した政務を宰理する能力が疑わしい、そこで大隈は、使節団と政府の間に一つの『約定』を結ぶことを提言した。使節団のメン

バーもこれで留守政府の独走をチェックできるだろうと、両者の間で留守中勝手なことをしないで重要なことはお互い相談して決めるという『十二ヶ条』の約定は、使節団出発直前（十一月九日）に調印された。だが、のち見るように、実際にはこの約定は守られていない。留守政府は次々に機構改革や新政策に踏み切ったからである」（田中彰、前掲書、31-5）。

岩倉使節団は、西洋外交の諸原則に則り計画された日本最初のもので、国の指導者たちのこれほどの規模が国家的危機の中で長期間派遣されることは、恐らく世界史上、最初の使節団であった（Soviak: 9-10）。岩倉は外務卿から使節任務にあたって右大臣に昇任した。使節の主要なメンバーは特命全権大使岩倉具視（右大臣）、副使木戸孝允（参議）、副使大久保利通（大蔵卿）、副使伊藤博文（工部大輔）、副使山口尚芳（外務少輔）である。使節団四六名ほか、大使・副使の随従者一八名、留学生四三名が同行、計百七名。目的は（1）条約締約諸国を歴訪し元首に国書奉呈、（2）日本の近代化に資するために、西洋文明、特に欧米諸国の制度・文物を調査・見聞してくる。これはのち、久米邦武編著『米欧回覧実記』全百卷（五編五冊）として明治十一年十月に文部省から出版された。久米は大使に随従、肥前出身で三十三歳、漢学に精通した当代随一の知識人。目的のもう一つは、条約改正の予備交渉をすることである。使節団メンバーの特徴を見ると、（1）大使・副使に明治政府の実力者が顔をならべている。岩倉はじめ、大久保と木戸は新政府の実力者でそれぞれ薩長を代表する人物、よって藩閥色が濃厚。（2）書記官九名のほとんどが旧幕臣であり、すでに外国体験をもち、外国語に精通して国際通。理事官の随従者の中にも留学の経験者もいた。書記官九名、理事官六名。使節団の構成は藩閥実力者をトップに、国際的経験と知識を持つ旧幕臣や有能な人材を配置していた。（3）年齢の若さ、平均年齢は三二歳、使節団は二十代から三十代を中心に編成されていた。岩

倉は四七歳、木戸三九歳、大久保四二歳、伊藤三一歳、山口三三歳であった。同行の留学生は四三名で留学先は、英国一五名、米国へは金子健太郎、団琢磨ほか一二名、仏国は中江篤助（兆民）ほか五名、露国三名、独国三名。開拓使から派遣された日本初の女子留学生五名の中には津田梅（梅子）、最年少で数え年八歳だった、後年、女子英学塾長（田中彰『岩倉使節団一米欧回覧実記』：15, 19-20；田中彰『明治維新』：244-6；Beasley: 159-160）。使節の視察の分担から明らかなように、「国家の機構や制度はもちろん、財政・経済・産業・軍事・社会・教育等々、あらゆる分野にわたって欧米先進諸国から学びとろうとしていることがわかる。まさに近代国家の移植である（田中彰『岩倉使節団一米欧回覧実記』：42）。一八七一年一二月二三日（旧暦明治四年十一月十二日）横浜を出発、米国、英国、欧州諸国を視察して一八七三（明治六年）九月一三日に帰着、あしかけ三年、632日間の日時を費やして行われた。使節団は幕府の予防外交から積極外交に転じようとしていた。そして、後述するように、使節首脳は、一連の交渉過程で列強諸国間の競合の実態を見せつけられ、帝国主義との多難な外交交渉に直面するのである（石井孝『明治初期の国際関係』；M.R. Auslin, *Negotiating with Imperialism*）。

(2) 岩倉使節団のアメリカ

使節団一行はサンフランシスコに到着した時（一八七二年一月一五日）、一五発の祝砲をもって盛大に迎えられた。翌日から地元の歓迎攻めに会い、そして周辺の視察に明け暮れた。外国の地を初めて踏んだメンバーにとってサンフランシスコの街は「何から何まで驚異の種」であった。一行が宿泊した巨大なグランドホテルには目を見張った。入口近くには等身大に映る鏡、各階を貫く螺旋階段、華麗なサロンなど、「この五階建てのホテル入りは、雲のなかに入る心地がした」と日記に記したのは理事官、旧幕臣

の佐々木高行である。ホテルの食堂は三百人収容でき、一階には磨きぬかれた大理石が敷きつまれて滑らばかりであった。フロントのほかは、風呂屋、理髪店、玉突き場などがあり、酒や果物、薬品、タバコ、衣服にいたるまで売店が並び客の便利が図られていた。二階からは客室で三百にも及び、部屋には客室、寝室、浴室、水洗トイレなどに分かれ、大きな鏡、カーペットが敷かれていた。また水面のための「水盤」もあり、ネジをゆるめると水がほとばし出る。「すべて生活機能に即してつくられ、こまごましたものが完備していた」。都市のインフラ整備、生活基盤である道路、鉄道、港湾、上下水道、電気、学校、公園、通信回路などが整備されていた。交通機関でも特に海路は貿易に直結しているから世界に広がりをもつだろう。将来日本の産物も欧州同様、「内に工芸を競いつつも、外に貿易を広くし、地には舟、船舶を洋海に差遣すれば、日本の産物もヨーロッパ市場に登場するだろう」と『実記』は記している。使節団は明治四年（一八七一年）十一月に開通営業の直前の品川・横浜間の鉄道で横浜港へ赴いた経験から、岩倉の鉄道への関心は高かった。帰米中のデ・ロング（在日公使）は岩倉にセントラルパシフィック鉄道会社を案内した。彼は岩倉らに鉄道の重要性を説き、米国が富強になったのはこの鉄道を敷設したおかげであると語った。岩倉は大いに感動し、工部省の理事官に調査を命じている。岩倉は筆を執り、華族資本を基にした鉄道会社を設立し、その建設にはアメリカの方法を学ぶべきだとの意見書を書いている。明治一四年（一八八一年）創設の日本鉄道会社は、使節がすでに発信していた。

木戸はサンフランシスコで小学校三校を訪れ教育の普及に目を見張り、それまで藩校と寺子屋しか知らなかった木戸は驚愕した。当時アメリカには普通教育が全国に実施されており、学校総数一四万余、教員二二万余、生徒数七二一万人に達していた。「文明にはまずそれを造りだす人材がなくてはならぬ。そのためには、

このような国民教育がなければだめだということをかれば痛感した。。木戸の目標は全国の保安、国家の保安であったが、しかし、封建支配下ではそのためにこそ人民は無学無知の状態のままおかれたのではなかったのか。それを今では百八十度の転換である。。こうした価値観の転換により彼の強い決心は、本国の文部省に非常な速さで伝えられたのである（色川大吉『明治の文化』：56-7）。

明治人がはじめて外国に足を踏み入れてまず目に映るのは、「男女の風俗」であろう。一行はアジアの儒教世界の「タテの倫理」と欧米、とくにアメリカ人の「自由・平等」の世界のヨコの関係との隔絶を強く感じた。サンフランシスコのホテルに着くや、男女が肩を組み手を携えて行き交う姿が目映る。さらに、馬車に乗る時は婦人の裾の長い衣裳の端を踏まぬよう夫が持ち上げたり、妻の腰を抱え、また座るときは椅子を引いて腰かけさせるように「東洋では侍女がする役を夫の勤める風俗が嫌に目についた。久米は晩年、「全くこれはカカア天下である」と書いている。この女性優先の西洋一般の習慣であるが、アメリカは共和国なので男女同権を自慢していると。「東洋の教えでは婦人が『内を治め外を務めず』というのは自然の条理であると、つまり、『実記』がいわんとするところは、儒教倫理としての男女の分でありもともと肝心なことだと言いたいのである」（田中彰『明治維新と西洋文明』：20-22）。サンフランシスコ滞在中、地元の銀行頭取のミルズと彼の秘書ラルストンは、彼の邸宅に一行を招待し「豪華な接待」をした。この接待は彼らの全くの慈善行為や訪問客への無私無欲の関心からではなく、むしろ一行が彼らの銀行から一千万ドルの融資を受けるよう、また日本の通貨を新しく金で精製するためにラルストンの投資している鉱山と純分検定会社の契約を希望していたのである。一行が価値ある取引をすることなく東部へ去ったあと、ラルストンはシカゴ市長、フィッシュ米国務

長官、フィラデルフィアの銀行家、ニューヨークやボストンの融
資家たちに書簡を送り日本との貿易の約束、また使節団の上級メ
ンバーと日本が募集している融資に協力するよう要請している。
一行はサンフランシスコに二週間滞在、地方の羊毛紡績場、会社、
学校、他の施設の視察と見学を終え、特別に用意された寝台車で
東部へ向かった。その出発前夜、サンフランシスコ州議会主催の
サクラメント市に於いて祝宴に接待されている (M. Collucut:
xxxiii)。

旅の途中、大雪のためロッキー山脈の先は鎖されていたので迂
回してソルトレークに到着、モルモン教の大寺院を見学した。ま
た一行はモルモン教の教義、社会生活など学んでいる。宗派長B.
ヤングは七十歳、一六人の妻を娶り四十九人の子を生ましている
のは、「七人の嫁を聚れば天国へ行けるといふ持論」を吐露、「一
夫多妻制」の慣行に大久保は強烈な印象を受けている。木戸にい
たっては、その信仰をむしろ文明の弊の一つであると懐疑的であ
った (田中彰『岩倉使節団一米欧回覧実記』: 71-2)。

次の主要な訪問先のシカゴでは二日間 (二月二六日、二七日)
の短い滞在だったが、一行はシカゴ市長や商工会議所のメンバ
ーに温かく迎えられ、また市街を視察している。シカゴは最近大火
のため多くの市民は家屋やビジネスを失っていたため、一行は
五千ドルの見舞金を市長に献上している。岩倉の二人の息子 (ラ
トガーズ大学に留学中) は、彼に会うために駆けつけた。そこで
「近代日本」の紹介役として岩倉の「ちょんまげ」は切って洋風
の衣裳に変えた方がよいのではと促され、岩倉はここで外面上は
洋風に変身した。

一行がワシントン入りしたのは、年明けの二月二五日 (明治五
年一月二一日) だった。出迎えは先に着任していた森有礼代理公
使、馬車で一行をアーリントン・ホテルに案内した。三月四日、
岩倉は木戸、大久保ら四副使、五人の書記官をしたがえてハワイ

ト・ハウスに入った。「この時、岩倉ら大使・副使は衣冠、書記官は直垂をつけ、それぞれ帯剣していた。そこには洋風対和風の奇妙なコントラストがみられた」(田中彰、同上：80)。國務長官フィッシュと森に案内されて第一八代大統領グラント(南北戦争で勝利した将軍)と会見し、国書を奉呈。この式典には上下両院の外交委員会メンバーと閣僚すべてが列席した。岩倉はスピーチで、アメリカ政府とすべての国際問題を協議し広範な通商関係、両国民のより緊密な絆を促進・発展に向けての使命を担っており、文明のすべての形態をよく得ながら「進歩の道筋」への新鮮な刺激を得ることを希望すると述べ、この任務を促進すべく親切的な協力を仰ぎたい旨を述べた(『国際ニュース辞典』1、586-7；New York Times, 5 March 1872；田中彰、同上：80-2)。それに対して大統領は答辞のなかで、この政府が外交・通商条約を最初に結んだ国の使節団をアメリカ歴史上初めてのことであり喜ばしいと述べ、この国民であれ世界から隔離していた時代は終わり、国民の繁栄と幸福は、「政府の科学」のみならず人類の尊厳、国の富強に寄与する諸科学や芸術などの進歩の相互採用に依存していると述べた。その上で、アメリカの経験から導かれる教訓は、富強や人民の幸福は国民のプライド、他諸国との通商、労働の尊厳と昇進、製造と芸術への科学の実際の適用、国内地域間のコミュニケーション施設の増設、移民の奨励、報道の自由、思想と良心の自由、アメリカ市民のみならず在住の外国人の宗教の寛容などの奨励に拠るものだとして具体的に述べている。そして、国際諸問題の協議に権限を付与されたあなた方と協議にはいることはわれわれにとって喜びである。われわれ二国間の通商関係を改善することは重要であり望ましく、われわれを結び付ける絆を強化することに他ならないと結んだ(『国際ニュース辞典』、同上)。ついで二七日、一行は理事官を伴い議事堂を訪問し、上下両院の歓迎を受けアメリカの連邦制や三権分立の原則など大統領の位置やその

政体について認識を新たにした。しかし、『実記』によれば、使節団は共和制と立君国との違いを意識していた。そして、連邦化における州間の競合は「非常ノ戦闘」ではなくして、「平常ノ利益」にありとし、「このアメリカの地において、人民の自主・独立の精神が、この国と開拓に一貫していることを痛感したのである」（田中彰『岩倉使節団』：83, 85）。だが、一行には自由には弊害も多いと見抜いていた。アメリカ第一の活気あふれるニューヨークの繁華街が、同時に夜は「娼婦羅列の淫坊」に変貌し、「不良第一の都市」であることを指摘している（のち同じ情景をロンドンやパリでも目撃している）。木戸と大久保はロンドンでこっそり貧民窟をみてまわり、大久保は「あれを見て世の中が浅ましくなった」と嘆いた（回顧録）。イギリスの都市で乞食の多いことにも彼らは驚いた。「文明開化に裏側があることを一行は知ったのである。文明には表と裏、長所と短所が存在しており使節団はそれを振り分け、かぎ分ける知的触覚に全神経を集中しながら回覧の旅を続けていたのである」（田中彰、同上：83, 85, 87）。

米欧回覧で各種の大工場、製鉄所、造船所、近代的軍隊の演習、鉄道、通信網、市場など見せつけられた木戸たちは、「その『文明』の効果をもたらし、これを指導、統制している『近代国家』という政治機構の役割について目を開いたようだ。回覧中に各国の根本の律法一憲法とその立憲の体制、および政府の組織方法を研究し。。近代的立憲政体は大国たると小国たるとを問わず、文明国ではすでに通例になっている。この制度を導入しないでは、小国が大国に対峙することもできないし、国の富強をはかることもむずかしいという認識に達した」（同上：58-9）。木戸や大久保たちが腐心した点は、欧米の自由の制度と日本の専制的な天皇制とのあいだの矛盾をどう調整し「国体をそこなわず、文明化する方法をさがしだすか」ということであった。。これは容易な問題ではない。木戸、大久保が拠って立っていた明治国家は、天皇をカ

リスマとした絶対主義権力をめざしており、近代的立憲制とはまったく相いれない本質的矛盾を抱えていたからである。だが、かれらはその長い旅行の最後の年、明治六（一八七三）年三月にプロシヤに入り、後進国ながら普仏戦争でフランスを打ち破ったドイツの軍国主義の力と、立憲制とはいえ自由に議会を操縦するビスマルク体制や専制的な皇帝政治の光耀にすっかり感銘し、「わが道はここにあり」との心証を得ている。後述するように、「彼らが帰国直後、征韓論をおさえて内治第一主義をとり、大久保の専制体制を強めたことと、『憲法意見』を草し、『漸次立憲の詔』をださしめたこととは、かれらの長期プランにおいて、決して矛盾したものではなくなっていたのである」（田中彰『岩倉使節団』：229）。

帰国の途中、一行は東南アジアを見ているが、「東南アジアを”文明“の対極としての”野蛮“とみてがゆえに、明治政府はやがて、東アジアを含めアジアからの離脱を意図し、『脱亜入欧』の道をえらんだ。その『入欧』のための選択肢を、米欧になかに求め、小国から大国への道を歩んだプロシヤを見出したのである。”アジアのなかのプロシヤ“たらんとしたのである」（同上：59-60）。日本の近代化を着実に発展させるためには、国内および対外政策双方で「新しい道筋」を歩むことである。それは一方では大久保の推進する西洋型の「殖産興業」であり、他方では、岩倉が西洋に学んだ「新しい外交文化」を推進し、条約改正を達成することである。使節団の欧米外交交渉の間に「結晶」した新しい外交文化の内には、「アジアにおいて日本の影響力を増大することで条約締結諸国に対する影響力を得ると同時に、列国と同じようにグローバルに行動することができる」とするものであった（Auslin, *ibid.*: 195）。

(3) 改正交渉の挫折

条約改正の予備交渉を予定していた一行は、ワシントン入りしてから突然、それを政府から付与された権限を越えて、米国と新条約を調印しようと方針を変えた。そこには、田中によると、「サンフランシスコからワシントンにいたる各地の大歓迎ぶりに、使節団はひょっとしたらアメリカでは改正調印にまで一挙にもちこめるのではないかと、いささか情勢を甘くみはじめていたふしがある（田中彰『岩倉使節団』：88-9）。身近には森公使のイニシアティヴがあった。政府推薦の「駆け出しの若者」森はワシントンに着任以来、老練のフィッシュ国務長官から外交儀礼、アメリカ上院との政治的関わり方について指導を受けていた。彼はまた外交関係者および社交界との交わりで、彼らの信望も得ていたようだ。改正交渉に向けての決定は、岩倉・フィッシュの国務省内での最初の会談（3月11日）の後、その夜、開明派の伊藤と森の熱烈な推進があった。この決定は使節団の目的を大いに変え、結果的には彼らの合衆国滞在を長引かした。森のイニシアティヴは彼自身の「日米関係に関する理想主義的見解」を表しており、国民間はいざしらず国家間の交渉についてはナイーブであった。森は強引ともいえる振る舞いも加わり、のち木戸や岩倉の頭痛の種になったのである。森は、使節団がワシントン入りした時には主要な通訳としてホワイト・ハウスのレセプションをはじめ欠かせない存在であった。岩倉の特別の依頼で森は、岩倉・フィッシュ会談を実現した（Hall, *Mori Arinori*: 158-162）。

交渉の第1回会談は国務省で始まった。ところが、フィッシュ相手の交渉は最初からつまずいた。日本側は、改正事項の対象に関税自主権の確保と領事裁判権の廃止のほか、戦時局中立規定、通貨に関する条約規定の改訂、逃亡犯相互引き渡し条項の規定、外国軍隊の日本上陸禁止などをあげた。だが、そこで、フィッシュは天皇の委任状を持っているかと大使・副使らに正したのである。

フィッシュは「委任状持たぬ人とは如何なる重大なる人といえどもご相談に応ずることは出来ぬ」と主張した。全権をもつことの必要性を力説したのは森と伊藤だったが、そこには使節団内部に混乱が生じていることがわかる（石井孝『明治初期の国際関係』：40-1；田中彰『岩倉使節団』：89-90）。フィッシュは第2回会談（3月13日）で代替案を示し、日本人と外国人の相互雇用は自由であること、どの国との通商に拘わらず、すべて輸出入税は一様であるべき。そして、領事裁判権についてフィッシュは、「法典の編纂ばかりでなく、欧州各国にみられるような裁判所設立のうちは、その廃止に応じる意向を表明した」。関税問題については、税率を5%基準に設定することを望んでおらず改訂に柔軟な態度を示したが「完全自主権を付与する意図をもっていなかった」などで条約改訂交渉は「完全に相対立」していた（石井孝、前掲書：52-3）。

岩倉は全権委任状を得べく木戸・大久保・伊藤と協議し、大久保と伊藤を帰国させることを決定した。第3回会談（3月16日）でフィッシュは、外国人への内地開放を条件に、完全自主権を付与する意向を表明したが、改訂構想が対立するなかで、交渉は行き詰まってしまった。第4回会談を終えると、大久保・伊藤はワシントンを出発した。このころから木戸は、交渉の決定には懐疑的になっている。彼の日記には「この問題の真実は、この交渉からほとんど何も得ることはないのだ」と記している。森に対する不快感と抗議は3月から7月の間、公使館の会議室で露わになった。森の伝記を著したホールは、木戸と森の条約交渉に関する論争や日本の西洋化についての異論の背後には「基本的には性格の衝突、あるいはむしろ気質の違いがある」ことを指摘する。木戸は、森が一行の通訳として紹介した新島襄に対しては「彼の誠実さ、親切心はいま無鉄砲に開明を説教するうわべだけの知識や軽率な言動者とは非常に違い、われわれは彼から学ぶこと多くあり、未来

に向け頼りになる」と称賛している。さらに木戸らは密航していた新島に恩赦を与えている。だから、ある程度、「森がアイデアを提案する際のマナーが」木戸を怒らせたのではないか。他方、木戸の「極端にいら立つ性格」や「よく知られた過剰反応」、あるいはフィッシュが彼の日記に記しているように「使節団の森に対する嫉妬」などを考慮に入れないと森に対して「不公平」ではないか、とホールは指摘している (Hall, *ibid.*: 166-7)。

ボストンから乗船する前、大久保・伊藤は、前日岩倉・木戸と改正について議論したものを覚書にして送った。それによると法権回復は、日本政府が欧米諸国の法律から適当とするものを選んで裁判することとし、裁判所を設けて新しい法を国内の人民に実施すれば外国人にも及ぶことになる。また、関税自主権に制限を設けることは「承諾スヘカラサル事」とある (石井孝『明治初期の国際関係』: 41-2; Ausline, *Negotiating with Imperialism*: 184-5)。その後、第5回会談 (3月27日) が開かれたが、交渉の実質的進展はみられず、それからしばらく会談は行われなかった。第6回会談の席上日本側の条約案の朗読と説明があり、翌日、米国側に手渡された。その案では、まず「関税自主権を拘束する条文をまったく含まず、第14条で日本に片務的協定税率を強いている現条約の廃止を規定することによって税権回復を意図している。領事裁判権については、適当な裁判所を設ければ、外国側が適当と認めなくとも廃止できると規定された。その一方、米側の要求する「貿易上の最恵国待遇、日米両国人の相互雇用の自由、遊歩・居留地域の拡大、内地旅行も規定されていた。その後6月8日になって米国側の対案が提出された。それには「関税問題では依然として片務的協定税率を固辞し、また領事裁判権廃止の条件と時期とを条文化していない。これは条約改定に対する日本側の基本的要求を拒否したものである」 (石井孝、前掲書: 54-5)。

アメリカ側との一連の会談の間、大久保と伊藤は5月1日、東

京に帰還した。その4日後、英国代理公使アダムスは外務卿副高種臣を訪ね、日米交渉の真意を確かめにきている。彼は、すでに使節団出発前に条約は使節の帰還後まで改訂を延期することは各国政府に通じているから、使節の渡欧前に条約の交渉をしていることがわかれば、「他の締約国への侮辱となり、使節を歓迎しようとしないうであろう」と危惧した。帰還した伊藤は翌6日、アダムスを訪ね談話した際に、帰還の理由は条約調印の全権委任であることを認めた上で、それは海外ですべての条約を締結するための全権が使節に付与されるもので、同地で諸問題を討議する予定であり、そして、もし英国政府が快諾し他国が同意すれば、会議の開催地が選ばれるだろうと。かかる会議の場所は、アダムスの想像するワシントンではなく、「必ずヨーロッパで行われると、会議開催の構想はみな、使節から出たもので、ワシントン政府の発想ではない」、と説明した(同上)。

アダムスは、条約の質的拡大についての見解を共有するフォン＝ブランド駐日ドイツ公使と共に本国帰省の途中、ワシントンに立ち寄り岩倉や木戸と6月26日から29日まで連日会談した。会談のなかで特に岩倉がショックを受けたのは、両人が説明する最恵国待遇条項の片務性からくる含意である。「フォン＝ブランドは岩倉に、もし使節がすぐ米国と条約を結ぶなら、ドイツは最恵国条項のもとで、日本が米国に譲歩を請求すると同時に、日本が米国から得られる譲歩を日本に与えることに同意しないだろう」と述べたのである。岩倉はいまだかつて最恵国条項なるものをきいたことがない、と言った。そこでフォン＝ブランドはその条項の写しを岩倉に提出した。岩倉はここで「片務的最恵国条項の存在という、きびしい外交上の現実を知らされたわけである。」そして、使節団は対米交渉中止へと傾斜したのである(同上：50-1)。

オースリンによると、使節らはこれまで3つの複雑で矛盾的な外交ゲームをしていた。一つは2国間条約で岩倉がフィッシュに

打診したように、米国と条約を締結した暁には他の締約諸国は新条約を受け入れるだろうという希望的観測。2つ目は、森が駐米英国大使ソントンに口頭で知らせたように、英国の新条約の受け入れを得てそれをロンドン政府が同意すれば、他の締約諸国は拒否しないだろうとの暗黙の了解。3つ目は、英国が米国に圧力を加えてヨーロッパにおける条約会議に参加させ、一度にすべての締約諸国と新条約を調印できるという計画である。しかし、この計画は二つの新しい問題を孕んでいた。一つはヨーロッパの権力政治から距離を置く米国の伝統（孤立主義）の弁護者であるフィッシュを疎外すると同時に、ヨーロッパ会議への参加を拒否したのである。彼は、日米間のいかなる協定も他の諸国と協調の中ではなく、ワシントンあるいは東京で調印すべきだと主張した。さらに、不吉にも、彼は、日米条約の調印まで条約の中身を変える権利を留保すると言明したのである（Ausline, *ibid.*: 187）。

使節団は、ブランドとアダムスがワシントンを去った翌日、対策を協議し欧州で合同会議を計画した。岩倉と木戸は、予想されるようにフィッシュがこの計画を認めないなら対米交渉を中止すると決めた。7月22日、大久保と伊藤が全権委任状を携えてワシントンに到着した。岩倉は大久保と伊藤と協議した。両副使は使節の改正構想が貫徹できない情勢を聞かされ、すでに決定した方針を承認した。この日、岩倉は山口らとともにフィッシュとの会談に臨み、岩倉はフィッシュの質問に応じて委任状を持参したことを認めながら、欧州における合同会議を日本政府は見込んでいと述べ、米政府の参加を依頼した。予想したように、フィッシュはそれを断り、遺憾の意を表明し対米交渉は打ち切りとなった。そのような経緯で「新条約の企図はくずれ、使節団の使命はまた、出発当時のものに戻ってしまった」（石井孝、前掲書：56-9）。この日、使節団は対米交渉中止の事情について三条太政大臣および参議・外務卿らに報告した。初めから対米交渉に懐疑的であっ

た木戸は、この日の事を日記に感慨をこめて「余ら百余日苦心せしことも、二氏わざわざ帰朝種々議論を尽くし、五千里の海上三千里の三陸を往来せしことも皆水疱に帰せり」と記した（田中彰『岩倉使節団』：94）。石井は交渉挫折の理由を次のように説明する。「最恵国条項という不平等条約の一つの柱が、わが使節に対米交渉の継続を断念させる論理上の根拠となった。この論理を教えたのが、フォン＝ブラントとアダムスである。しかし以上は、交渉を中止させる上の論理である。実質的には、交渉中止はすでに必至であった。木戸のごときは、わが条約改正の構想を貫徹しえないとさとしたときから、交渉の中止を決意していた。大久保・伊藤の帰国中、木戸は使節団内における最大の実力者である。彼は、交渉中止の線に使節団全体をひきずっていった。そのとき、使節団に交渉中止の論理を付与したのが、フォン＝ブラントとアダムスの教えた『最恵国条項』論であったとみるべきであろう。対米交渉を中止させた基本的要因は、両者の条約改訂構想の対立にあったのである」と（石井孝、前掲書：59-60）。かくして、使節団はワシントンを出発、ニューイングランド一帯の視察を終えて、7月3日、イギリス船オリンパス号でボストンからイギリスへと向かった。

英国での滞在は各地の視察旅行となり、一行の注意を喚起したのは、イギリスの工業化の実態およびその富強の源泉を確認することであった。リヴァプールの造船所、マンチェスターの木綿工場、グラスゴウの製鉄所などに強い関心を示した。「石炭を燃料に、蒸気エンジンがうなりをあげ黒鉛を天まで達するがごとくに吐き、鉄を生産する。あらゆる製品が整備された道路と鉄道で運ばれ、輸出される。イギリスが世界の富強国であるゆえんは、この点にある」と大久保は日本の友人への手紙に記している（佐々木克『大久保利通』：64）。

一行は休暇で帰郷していたパークス・イギリス公使の案内で各

地を見学した。彼は幕末・維新期の在日列強外交団を主導してきた実力者だったので、彼の態度にはイギリスの優越感で満ち溢れており、先進資本主義国家を背景にした優者の振る舞いが使節団のメンバーを怒らせることもしばしばであったという。パークスはイギリスの富強の原因を以下のように説明した。「日本や中国は気候に恵まれ、物産も豊かなため、それに甘えて貧弱になったが、これに反してイギリスは僻隅のやせ地でしかなかったから、鉄塊と石炭で錬鉄の業をおこし、アメリカの綿花を輸入し、発明した紡績機械と蒸気力で紡績業を盛んにし、世界第一の名声を博するようになった」と。一行は、イギリスはなりよりも貿易国であり工業国である国家像をやきつけられたのである。目利きの鋭い大久保は「イギリスの工業化と富強は単にテクノロジーや方法によってもたされたのではなく、政治、経済、文化をも含めた総合的な技術の成果であることが理解できた。模倣や移植ではイギリスに近づけないこともわかった。イギリスと日本の近代化における巨大な距離をどのようにして縮めればよいのか」、大久保が寡黙になったのはその悩みに考え続けていたからであろう（佐々木克『大久保利通と明治維新』：66）。

岩倉・グランヴィル外相の本格的会談は、11月22日、27日と12月6日に行われた。第1回会談はキリスト教迫害問題や外国人の内地旅行問題に少し触れた程度で、次期の会談日と女王謁見の日を決めて散会した。改正の対米交渉は失敗に終わったので、岩倉は第2回会談では改正についてのグランヴィルの意向を打診することにあっただが、結果的には意見は平行線をたどり、まったく一致しなかった（石井孝『明治初期の国際関係』：77-8）。岩倉は、条約改正について英国政府の見解を確かめようとした。日本は条約構造に関する西洋の法や社会規範に適応しようと欲しているであり、その改革には時間を要すると岩倉は述べた。対照的にグランヴィルは、特に西洋人の自由な国内旅行を問題にした。これ

に対して、岩倉は防衛的な態度に立たされた。日本側に明瞭な改正計画のない中で、かつて英国が幕府時代から要求していた問題が再浮上したのである。岩倉は現在のところ内地旅行や沿岸貿易は認められないと述べたあとで、時勢が変わり内外人を同一するに至れば、外国人も全く日本の法律に従うことが可能かと質問した。列席しているパークスは、日本の法律は欧州のそれと大きく異なり、「不開化なる法律」が存在し、むしろ日本の現状では治外法権は撤廃できないという事情を強調した。グランヴィルは「英国政府の政策は、英国人に対する裁判権は日本の明確な文明開化の度合いによって明け渡すことだ」と強い口調で述べた。もはや交渉の駆け引きの余地はなくなっていると、岩倉らは思い知らされたのである (Ausline, *ibid*: 194)。岩倉らは税権の回復については提示しなかったが、パークスが法権以上に非妥協的態度をとっていることは推測できている。彼らの交渉態度は、彼らの貿易上の有利な点に焦点を当てるだけで、「改正の前提として日本の進歩のレベル如何である態度に、岩倉は象徴的にも実質的にも降伏したのである」 (*Ibid*: 193)。その後、12月5日、岩倉らはヴィクトリア女王に謁見した。その翌日、第3回、最後の会談では、前回と同じく山口副使、寺島駐英公使およびパークスが列席した。議題は横浜駐屯英兵と下関償金の二つであったが、前者についてグランヴィルは英兵の駐屯は公使館の安全をまもるためであり、すでに正規軍はすべて撤収しており、残りはわずかに海兵隊の小部隊が駐屯していて「公使館の儀仗兵とほとんどかわりない」と説明したあと、英国人に対する暴行がふたたび起こらないことが完全に保証されていなければならないと主張した。岩倉は日本はもはや外国人に対する危険が存在しないことを保証すると述べ、この保証で英政府に軍隊を撤退するよう希望した。グランヴィルは日本における事態の大きな改善を認め、それに応じて駐屯兵力を減らしてきたことを説いたが、「岩倉と同一の確信に到達する

までは、撤退に同意できない」と繰り返した。

下関償金問題で岩倉は、そもそも下関償金の支払いを取り決めた1864年の協定では償金の受領は関係諸国の目的ではなく、関係各国との関係改善がその主要な目的であり、償金支払い延期の代償として、当時の困難な条件のもとで、税率を改訂し、兵庫・大阪を開き、加えて灯台を建設したことを上げた。これに対してパークスは、「償金未払額150万ドルの支払い期限を1872年5月15日と決定したことは最後のなものであって、これ以上の延期をしないという条件にもとづいたことである」と想定している。そして、パークスは、「日本側の未払額の代償として列挙した諸事項（税率の改訂、兵庫と大阪の開港、灯台の建設）はかかる価値を持つものではないし、未払額の代償とするにたりる『譲歩』ではないと反論した」。そこでパークスは、もし日本側が未払の免除を求めるならば、それに対応する価値を提供すべきだとして、外国人の内地旅行と沿岸貿易の制限撤廃を上げた。「諸制限の撤廃」の主要なものが内地旅行と沿岸貿易であることが明らかになったのである。岩倉らは、これら一連の会談を通じて、実はパークスがグランヴィルの背後にあって「事実上会談の主導権を握っていた」との認識を得た（石井孝、前掲書：83-4）。この事実、その後、岩倉らがヨーロッパ諸国の外相たちとの一連の会談を通して、多少のニュアンスの違いがあれ、確証された。なかでも欧州諸国の対日外交を主導する英国政府は、条約改正に最も強い反対の態度を示した。やがてパークスが帰任し、使節団も帰国すると、パークスの外交路線に沿って、内地旅行問題を中心とする対日交渉が開始されることになるのである（同上：89-95）。グランヴィルとの会談で明らかになった点は、ロンドンが条約改正の条件をコントロールし、文明国の英国が日本についての判断を下すのだという趣旨である。それに対して岩倉は反論せずに、英・日関係はもっぱら日英関係で構造化されて、もはや交渉は貿易関係の最も重要な

手法ではないことを受け入れたのである。西洋人たちは、日本が保護してきた内・外の境界の壁が撤去されて初めて、日本に平等を認めるということが明らかになった。岩倉や大久保らは、日本がその道筋を歩むことが肝要であると悟ったのである。

使節団一行は英国を去って欧州各地を回覧する途中で、改正の話題はさておいて、トップの指導者たちの共有する世界の共通の理解のもとに、日本の「近代化の新しい政策」について模索を始めたのである (Auslin, *ibid*: 194)。大久保や木戸が特に強烈な印象を受けたのは、ベルリンを訪れ「鉄血宰相」ビスマルクの招宴に出席した時に聞いた軍事力に基づく「力の外交」のスピーチであった。¹⁾ ビスマルクのスピーチはプロシヤがデンマーク、オーストリア、フランスを敗っているだけになによりも重みが存在した。ビスマルクに使節一行が感服するなかで「大久保が特に暗示を得たり」といい、「新たに国家を経営するは彼の如くならざるべからずと頷く」と記している (田中彰『岩倉使節団』: 150)。木戸は三洲宛て、「留学先はドイツを以第一といたし候て可然」と書いている。また京都府参事の植村正直に対して、「終に今日の文明に趣き富強に至りしは独逸の開化なり」と書き送っていた。「木戸は列強の軍事力を背景にした外交が、どのようなものであったかは、痛いほど体験していた。嘉永六年のペリーの来航を江戸で体験し、長州藩は下関での四カ国連合艦隊の砲撃を身をもって経験していた」からである。木戸はイギリスでグリーンニッチの大砲製造所の規模に驚嘆し、グラスゴー近隣の造船所など見学したが、ベルリンでも、ドイツ軍の駐屯所で兵士の練兵を見学し高く評価した。ドイツのエッセンでは、クルップ社の軍需工場に驚嘆している。クルップ工場では毎日職員などが二万人「製鉄場中の鉄路英の十マイルに過く」という規模を見てその印象を詳記している (松尾正人『木戸孝允』: 156)。「プロシヤは、生産力の低い土地を耕し、農業を主としながらも「富国強兵」を達成してドイ

ツ帝国を発足させた。大久保も西郷隆盛らに宛て、ドイツがビスマルクとモルトケを輩出したのに感慨し、特にビスマルクが信任されて「何も此人の方寸に出さるなしと被察候」と書いている（同上：155, 156-7）。とはいえ、木戸は無条件に文明開化を賛美してはいない。「日本に合致した着実の文明開化を求め、その導入には極めて慎重であった。そこでは、文明開化の先進国といっても、『開化の国にも醜態』が多く、『悪弊には染さる様いたし度』との課題を見抜いている。この点、木戸は文明開化を直進する開化論者に対する批判が手厳しい。木戸は、若い官員が留学経験を鼻に掛け、理事官を愚弄する態度に批判的であった。そのことは、「若い伊藤や森に引っ張られて条約改正交渉に着手し、失敗したことへの反省が大きい。。副使の大久保すら、開化に眩惑されていた」のである（同上：153）。

(4) 条約改正に向けて

維新以来の政治指導者たちは、若手の政治家、伊藤博文、井上馨、山県有朋と大隈重信らに交代した。岩倉は1885年まで生存するが、木戸は1877年に病死、同年、西郷は西南の役で失敗し自害、そして、翌年、大久保は暗殺された。この時期から国内世論はナショナリズムの昂揚に伴い、政府の「欧化政策」に対して干渉するようになり激しい反対運動が展開された。²⁾「不平等条約は日本を『殆ど半独立国の一種』の地位に置いた。明治初年には人民はまだこれをよく知らなかった。交通通信の手段も未発達であり、外人の横暴も税権のない苦痛を、直接それをわが身に体験するものとそのまわりの人以外に知るよしもなかった。絶対主義権力の集中統一が民族の自然的結合よりもはるかに進んでおり、しかもその政府は、外人の横暴、日本人の屈辱と不利の事実については、できるかぎりこれを人民の秘密にしたと井上は指摘する。福沢諭吉はいう。「故に我国の人民は外国交際につき内外の権力果して

平均するや否やを知らず、我が曲を蒙りたるや否やを知らず、利害を知らず得失を知らず、恬として他国の事を見るが如し。是即ち我国人の外国に対して権力を争わずの一の原因なり」と（井上清『条約改正』：62）。井上がいうように、「福沢が『この自国の独立を論ず』と結論とした『文明論ノ概略』を出版したこと、そしてそれがたちまちにして数十万の国民に愛読されたということは、このときすでに近代的な民族の自覚が、封建攘夷主義ではなく、自国の完全独立をたたかいてとろうとする精神が、わが国民の間にうつぼつとしておこりつつあることをしめしていた。一枝の梅花もよく春を告げる。『文明論ノ概論』は、まさに民族の日ざめの信号であった」（同上：62-3）。条約改正は日本人にとり「苦しいほど遅い」ことである。政府は1872年以降、交渉の試みはなされたが、重要な試みは1878年、日米政府間で妥結した。新しい政治指導者たちは、岩倉使節団の包括的条約改正の計画から離れて、二国間の部分的改正へと動き出した。彼らは刑法や民法の改革はまだ困難と見ていたが、関税問題は比較的容易に解決するだろうと思った。フィッシュの後継者エヴァーツは、条約改正には同情的で安政条約の関税協定を転換して、日本の関税自主権を回復する協定に同意した。しかし、イギリス公使パークスは、日本は開国以来、英国の最も重要な貿易相手国（対日貿易の40%を維持していた）であり、英国製品に対する高関税が付加されるのを嫌疑し関税自主権の付与に反対して協定を破棄したのである。パークスは今回も在日公使たちを先導し、最惠国待遇条規を振りかざして協定の批准を妨害した。勿論、他の条約諸国は彼ら自身の条約に波及するとして改正に反対したので、条約は死文化したのであった（Auslin, *ibid*: 198 ; Perez, *Japan Comes of Age*: 72-3）。

その翌年、新しく就任した井上馨（第一次伊藤内閣の外相）は膠着状態を打開すべく、新たな改正案を「合同会議」で協議しよ

うと在日公使たちに打診した。政府は国民の外国に対する怒りを恐れて、秘密裡に外国公使団と改正予備会議を1882年1月から東京で開くことになり、会議は同年7月21日まで21回開かれた。このころから井上外相も、法権なくして税権を完全に行うことはできないと痛感していた。そして、4月5日の9回予備会で重要な提案をした。それは「外国人が全面的に治外法権を放棄してわが法律および裁判権に服するならば、外人は日本全国いずれの地をも自由に旅行し居住し、いっさいの動産・不動産を所有し、あらゆる商売・産業を自由にいとなむ権利をみとめる」とするものである。細目には内地開放後は治外法権を全廃し、外人も日本裁判所に服させるとし裁判に関して次の特別保証をあたえんとした。それは「ぜんたいは要するに外人が被告たる事件は外人判事をして裁判させるにあるとし、この新制度を施行するまでの5年間は安政条約による外人の特権はすべて認めるとした。。その代償として違警罪および日本人に関係せる民事・商事のいっさいの事件および現行条約規定外にある外人の軽罪は日本裁判所で裁判する、また行政規則違反の処罰権を日本がもつ」と（井上清、前掲書：82-93；小宮一夫『条約改正と国内政治』：23）。ところが、内閣法律顧問ボアソナードはそれに反対した。

彼の反対意見では、原告や被告であるたるを問わず、外国人裁判官を用い多数とすることは「外国人裁判官が外人をえこひいきするのは明白であり、日本に民族意識が高まる情勢ではこの屈辱にたえないであろうし、この屈辱は政府に集中して大きな騒動を引き起こすことになるだろう。それに日本の法律を条約実行期より8カ月前に外国に通告するとあるが、日本では通告すればすむと思っても、外国ではこれを『試験にかけること』と解している。その結果日本の立法権まで外国の支配下に置かれ、『意外の変動』を引き起こすであろう」と。よって「新草案はこれまで居留地に限られていた不利益を日本全国にながすものであり、旧条約にく

らべて甚だ劣る、せめてこの批准を阻止して旧条約を存続させよ」と井上外相を責めたのである（井上清、前掲書：112-3）。そして、ボアソナードが井上に改正案に反対する意見書を提出（1887年6月1日）すると、反対する世論が一斉に噴出した。同日、井上は天皇に「このままだと将来、政治上に『非常妨害を醸成する之萌し』あるので、憲法制定や条約改正を実現させるためにも、内閣は取り急ぎ『今一層結合力』と『断乎不拔』の覚悟をもって取り締まらなければならない」と陳奏した。天皇は井上に同意の意を表し、交渉を支持していたのである。また元勳レベルの合意はできていたようである。井上の苦勞が実り、条約改正は実現するかに見えた。ところが、7月3日には、欧州視察から帰国した農商務大臣の谷千城が井上条約案に反対する意見書を提出、条約案はエジプトの「混合裁判」を模倣したものも含め、日本の独立維持を著しく損なうものだと批判した。ついに閣内からも批判の声が上がった（小宮一夫、前掲書：23-4）。井上清によれば、「谷やボアソナードの意見書はたちまち民間にひろまり、一時鳴りをしずめていた旧自由党員や改進黨員が再び各地で活動しはじめた。条約反対の建白書が元老院に殺到した。新聞は活気づいた」と（井上清、前掲書：117）。井上外相は「秘密主義」をあくまでも死守しようとしていたが、伊藤首相も「形勢もはや回復しがたいのを知り、ついに改正交渉の中止を決定した。7月18日井上外相は、外国全権に口頭で次回の会議を年末まで延期することを申し入れ、29日に文書で無期延期を通告した（同上：118）。交渉中止の決断は、小宮によれば、「伊藤や井上は、憲法制定や議会開設を控える中、これ以上条約問題で国内が紛糾することは、諸制度の整備を進める上で支障をきたすと判断したからだ」と述べている（小宮一夫、前掲書26）。

伊藤の嘆願で内閣入りし外相に就任した大隈は、条約改正には意欲的で井上の合同会議の交渉の多国間アプローチではなく、各

国二国間アプローチを採った。彼はまず、駐米公使陸奥宗光に依頼して対墨交渉を勧め、最初の対等条約である日墨修好条約が1888年11月30日に調印された(岡崎久彦、『陸奥宗光とその時代』: 295-6)。翌年2月20日には、日米通商航海条約が調印された(批准せず)。大隈は、日墨条約を口実に使って他諸国が彼ら自身の対日条約改正に駆り立てようと企図した(Perez, *ibid.*: 43)。大隈は改正案(1888年11月)を得て、駐日ドイツ公使に条約案と付属公文書二通を手交したあと、各国との改正交渉を始めた。大隈案は井上案と比較すれば、法権に関しては「相当の進歩」があるという。まず、治外法権の存続期間が12年から5年に、外人裁判官制が17年から12年に短縮された。新案では外人が被告たる時のみ外人裁判が行われ、「大審院のみ且つ判事のみを置く」とした。また、井上案では日本の法典を「泰西ノ原理」によるとも、また外国政府の承認をもとめることでもない。すなわち立法府にたいする外国の干渉の余地を大いに減じた。そして、二国間交渉の方式に関連して現行条約の最恵国待遇条項を有条件主義のものとする解釈を堅持した(井上清、前掲書: 141-2)。

ちょうどその頃『ロンドン・タイムス』に大隈案の内容が報ぜられた。それを発見した新聞『日本』は5月31日から6月2日にかけてそれを訳載したのである。「まさに、あけてびっくり玉手箱、井上案と本質的に同じではないか、というので世論の猛然たる反対がおこった。民間の間で改正中止論が沸騰した」(同上: 147-8)。大隈の改正案で最大の問題は、大審院に限り外人判事を採用することを明記した点であった。これは、帝国憲法第9条に抵触する可能性があったからである(小宮一夫、前掲書: 44)。この疑問は陸奥が大隈に伝えていたが、大隈は「その重大さに気がつかなかった」、そして、政府内部でも改正中止論が起こったのである。井上毅内閣法制局長は、外人法官は先の9条に違反するとし、「本条は、日本臣民は均等に文武官になれるのは日本臣民

のみであって外国人は任命されないという意味もあると抗議した（同上：154-5）。伊藤は大隈案と憲法との関係を心配していたと同時に、改正反対の世論に乗じる党派的対立や官僚内部の反対運動が健在化している状況を鑑みて、10月11日、枢密院議長の辞表を提出した。もはや大隈案の運命は明らかで、大隈の見方は「万難を排して、条約改正の実現に向けて邁進する」という大隈に賛同するのは黒田首相のみである（同上：56-7）。15日には後藤、松方、山県三大臣の要求で御前会議が開かれ断行か中止かの激論を交わしたが、決定しなかった。17日と18日の閣議でも結論を得なかった。井上馨農相は17日、辞表を出している。大隈は閣議で「不退転の決意で断行をねばりぬいた」。閣議を終えて外務省に向かう途上、玄洋社員が大隈の馬車に爆弾を投げつけ、彼は一命はとりとめたが片足を失った。政府は大隈が入院、不在中に条約改正の中止を決定した。（岡崎久彦、前掲書：292）。「12月10日、黒田の後を臨時に引き継いだ三条実美が条約改正の延期を決定したことにより、改正問題の決着は、帝国議会開設以降に持ち越されることになった」（小宮一夫：前掲書：60）。

条約改正を実現したのは、陸奥の器量を買って彼を外相に起用した伊藤内閣であった。改正の実現に向けて、伊藤・陸奥の連携プレーが功奏した結果であった。さらに、これまでの憲政は議会政治にたいする理解不足から行きづまるところまできていると見ていた伊藤は、天皇から「重大な譲歩」を得ている。岡崎は「この譲歩は、その後の憲政の発達に重要な意味を持つものであるが、その時点では、陸奥を起用し、自由に活躍させるための布石だったとも言える」と述べている（岡崎久彦、前掲書：299-300）。内閣では伊藤、井上馨、山県、黒田、大山の5元勳が揃い、衆議院に影響力を持つ陸奥、後藤、河野の三人も入閣して「『明治政府末路ノ一戦』に向けての最強の布陣が整った」（佐々木 隆『明治人の力量』：99）。陸奥はこの世代で最も野心的な人物の一人で

あり、彼の成年期は条約改正の究極の挑戦にたいして準備を進めていた。外相に就任してからというもの、一年あまり外務省史料室でいままでの交渉過程、協定書などの検証、それらの問題点やその解消に向けての模索の日々を過ごした。外相に就任した翌年、陸奥は法権回復を軸とする改正案が閣議で承認（1892年7月）されたのを受け、青木駐独公使（元外相）を改正委員に任命し9月からイギリスとの交渉に当たらせた。青木は山県の被保護者でもあり、のち山県から政治的支援を得るのに都合がいいと陸奥は考えたようだ。

陸奥の改正に向ける戦略は、反対勢力を最小限に食い止め潜在的脅威を中立化して、彼への支持勢力を増大させることである。

（1）世論および外国人の居住者たちを中立化するために、交渉の場を協約国の首都におき秘密裡に交渉することで反外人のラジカルな運動から外国の交渉者たちを離すのに有利である。（2）政府の中の反対勢力を最小限に食い止めるために、彼の条約案を閣議の各メンバーおよび枢密院の指導者から文書の署名を要求する。そのために天皇の裁定を受けること、交渉の進展に関する情報公開を厳しく制限する。（3）彼は、説得、贈収、口実、そして、究極的には議会の解散手段で議会の力を制限すると意図した。

（4）新しい政治集団の潜在的力を無効にするために、警察力でそれらを疲労させ中断あるいは解散させる。（5）最初にイギリスと交渉して改正に対する最大の対外的障害を克服することである（Perez, *ibid.*: 94-5）。彼の戦略は、甘言と強制の微妙なバランスの上に立っていた。一方では、条約改正はイギリスの公正な態度に訴えること、もしそれに失敗すれば、政府は世論の圧力ですべての条約を一方的に廃棄に追い込めらるだろうと考えた。陸奥はイギリスのライバル諸国と交渉することも考えたが、最も効果的な武器は、ロシアの膨張主義に対するイギリスの偏執病的態度に乗じてプレーすることだと考えた。最後に、彼はイギリスと協

定を結ぶことで最恵国待遇のいかなる問題を避けること。そして、イギリスとの協定を他諸国との交渉の基礎にして、彼らと調整して同日に実施することを意図していた (Perez, *ibid*: 88)。陸奥が閣議の了承を得るために筆記した「秘密メモ」によると、条約案は青木案 (1890年) に比して次の革新がみられる。(1) 外国人は不動産を所有できない代わりに、彼らの貸借権は永続する。(2) 日本は価格に応じた関税を特定関税に切り替え、2年に1度改訂する権利を有する。(3) 青木の条約原案では、国内法が少なくとも12カ月の実施後に条約に転換するとしていたが、陸奥案では、それを秘密外交上の覚書に格下げしている。(4) 日本は沿岸貿易に対するコントロールを回復する。また、締約諸国が日本に譲歩を要求するだろうと陸奥が予測していたのは、次の5項目である。(1) 外国人に内地旅行、居住、通商を開放する。(2) 最恵国待遇 (3) 著作権、特許権および産業の所有権。(4) 現行の内地旅券制の延長。(5) 条約は法律が少なくとも12カ月の実施を経なければ実地しない。この秘密メモには、改正に伴う諸問題の説明に加えて、改正の見込みや締約諸国の応答の予測など、陸奥の明瞭で簡潔な分析が含まれていたと評価される (Perez, *ibid*: 96-7)。

条約改正は、一年ほどの交渉を経て1894年7月16日に調印 (日英通商航海法)、8月25日に批准書は交換され、27日に公布された。陸奥が期待していたように、他諸国は、イギリスの改正合意に則って自らの協定を改正した。1896年までには主要の貿易諸国である米・独・仏・露は、英国のそれをモデルにして条約を改正した (Jones, *Extraterritoriality in Japan*: 156)。条約は1899年に実効され不平等条約と非常に軽蔑された治外法権と特権と免責は消滅した。不幸にも1894年に調印された条約は、陸奥が欲した全てではなかった。例えば、日本は従来の関税 (関税率協定) に同意したがために、1899年にはすぐに関税自主権を回復することはでき

なかった。しかし、日本は対英交渉で4年毎に関税率を改訂する権利と同時に条約が無効になる1911年には差別的関税を撤廃する権利を獲得した。これは、「安政条約」の永久的に固定した関税に対する重要な改善である。日本の譲歩は、現行の外国人の内地旅行の旅券制の延長を一時的だが容認したことである。しかし、現実的にイギリスは、イギリス商人や住民たちのそれらの特権の譲渡なしでは、日本における治外法権を放棄することにはとても乗り気にはなれなかったと想像される (Perez, *ibid.*: 172)。陸奥にとっては、彼の最も重要な裁判権の回復 (5年間の移行期のあと) を勝ち得たことであった。従来海外では日本市民に拒否されていた片務的権利は、日英間では互惠的なものに改正され、日本人は居住、旅行、航行、経済活動の権利を得たのである。そして、最も重要なのは、ペレーズが強調するように、陸奥は「日本が自由、独立そして国家間の対等なメンバーとして世界の明確な承認を勝ち取ったことである。日本は、アジアや非キリスト教国の中で最初にこの功績を得ると同時に、治外法権の束縛を解き放ったのであった (*Ibid.*)。

【注】

- 1) 以下、ビスマルクのスピーチである「現在、世界各国はみな親睦の念と礼儀を保ちながら交際している。しかし、これは全くの建前のことであって、その裏面ではひそかに強弱のせめぎあいがあり、大小各国の相互不信があるのが本音のところである。私が幼いころ、わがプロイセン国が弱体であったことは皆さんもご存じのことであろう。そのころ私は小国としての実際の状況を自ら体験し、常に憤懣を感じていたことは、今も脳裏にはっきりと記憶している。かのいわゆる『万国公法 (国際法)』は、列国の権利を保全するための原則的とりきめではあるけれども、大国が利益を追求するに際して、自分に利益があれば国際法をきちんと守るものの、もし国際法を守ることが自国にとって不利だとすれば、たちまち軍事力にものを言わせるのであって、国際法を常に守ることなどあり得ない。小国は一生懸命国際法に書かれて

いることと理念を大切に、それを無視しないことで自主権を守ろうと努力するが、弱者を翻弄する力任せの攻略にあつては、ほとんど自分の立場を守れないことは、よくあることである。わが国もそのような状態だったので私は憤慨して、いつかは国力を強化し、どんな国とも対等な立場で外交を行おうと考え、愛国心を奮い起こして行動すること数十年、とうとう近年に至ってようやくその望みを達した。これもただ、国ごとの自主権をまっとうするという志を述べたことに過ぎない。ところが各国はみな、わが国が四方に向かって軍事行動をしたことのみを取り上げてむやみに憎み、プロイセンは攻略を好み、他国の権利を侵す国であると非難するようである。これは全く我が国の意図と反している。我が国は国権を重んずることを通じて、各国相互が自主権を守り、対等に交わり、相互に侵略しない公明正大な世界に生きたいと考えているだけなのである。従来戦争も、みなドイツの国権のためにやむを得ないものだったことは、世の識者には幸い理解してもらえらるであろう。聞くところによると英仏両国は海外植民地を搾取し、その物産を利用して国力をほしいままに強め、他の諸国はみな両国の行動に迷惑を感じているという。ヨーロッパの平和外交などはまだ信用するわけには行かない。皆さんもきっと顧みてひそかに危惧を捨て去ることが出来ないのではないか。そのお気持ちは私自身小国に生まれ、その実態をよくよく知っているの、実によくよく理解出来るところである。私が世界の批判などを顧みることなく、国権をまっとうしたその本心も、またそのところにある。したがって、現在日本が親しく交際している国も多いだろうけれども、国権と自主を重んずるドイツこそは、日本にとって親しい中でも最も親しむべき国なのではないか。

久米はこのスピーチの感想を『実記』に次のように記している。「両国の使臣たちが一堂に会している中でのこのスピーチはたいへん意義深く、ビスマルクの弁舌の優れていること、攻略にたけていることがよく認識できた。よくよく味わうべき言葉であったと言うべきであろう」久米邦武『米欧回覧実記』三卷、三六九—三七〇頁)。なお、ドイツの歴史学者(W・ヴァッテンベルグ)は、このスピーチのドイツ語のオリジナル記録には見当たらないが、ビスマルクの演説集八巻に存在するという。このスピーチは当時の晩餐会で使節団一行のメンバー(恐らく、畠山義成三等書記官)が記録しており、一九〇一年、伊藤博文が首相としてベルリンを訪れた際に彼が紹介して、新しく発見されたスピーチとしてドイツ語で発表されるようになった経緯を説明し

ている (W. Wattenberg: 117-8)。

- 2) 欧化政策に対する井上の評価は辛辣である。「鹿鳴館時代の官僚の道楽は、ふつうに欧化政策とよばれるが、これほどまちがったよび方もない。彼らは何一つ『欧化』したのではない。井上外相らの演劇改良、国字改良等々は何ら日本の封建文化を近代的（その意味で西欧化的）に進歩させようとするまじめなところみではない。こえとまじめな演劇運動や国語運動とははっきり区別されなければならない。住宅改良とは金持が西洋風の邸宅をつくるだけのことで、人民の長屋が近代的アパートに改良されるということではない。彼らは『欧化』どころか、西洋近代文明の中心であり本質であるものは、一つ残らず決して日本に入ってきて来させないように全力をあげた。自由！民権！土地革命！これにたいする徹底的な迫害の上のみ、鹿鳴館の放蕩はなされた。国粹主義者から『欧化』と西洋心酔の張本人とみとめられて、憲法発布の日に暗殺された文部大臣森有礼は、鹿鳴館でおどる一方で教育令改革を行ない、それまで日本の教育制度に多少残存していた近代的自由主義的要素を徹底的に一掃したという一事をみても、彼らの政策の本質がわかる。『欧化政策』とよぶものは、第一に各国外交官と在日洋商にたいする大がかりな買収政策にほかならない。第二にそれは官僚や富豪の彼ら自身のための放蕩である。これを条約改正のために内外人の交際を密にしようとした井上外相苦肉の策であるなどと、『忠臣蔵』の大石の放蕩のように美化するにも及ばない」(井上清『条約改正』: 111-2)。

【参考文献】

- Arnason, J.P., *Social Theory and Japanese Experience*, Kegan Paul International, 1997.
- Auslin, Michael R., *Negotiating with Imperialism*, Harvard University Press, 2004.
- Beasley, W.G., *Japan Encounters the Barbarian*, Yale University Press, 1995.
- Bozeman, Adda B., "Civilization Under Stress: Reflections on Cultural Borrowing and Survival," *The Virginia Quarterly Review*, Vol.51, no.1 (Winter 1975), pp.1-18.
- Collcutte, Martin, "Translator's Introduction," *The Iwakura Embassy, 1871-73, I: The United States of America*, Compiled by Kume Kunitake, The Japan Documents, 2002, xxxvii-xxxix.
- Hall, Ivan Parker, *Mori Arinori*, Harvard University Press, 1973.

-
- Jansen, Marius B, *The Making of Modern Japan*, Harvard University Press, 2000.
- Jones, F.C., *Extraterritoriality in Japan*, AMS Press, 1970[1931].
- Nye, Joseph S. Jr., "Asia's First Globalizer," *The Washington Quarterly*, Autumn, 2000, pp.121-4.
- Perez, Louis G., *Japan Comes of Age: Mutsu Munemitsu and the Revision of the Unequal Treaties*, Fairleigh Dickinson University Press, 1999.
- Sansom, Sir George B., *The Western World and Japan*, Vintage Book, 1973[1949].
- Soviak, Eugene, "On the Nature of Western Progress: the Journal of the Iwakura Embassy," ed., Donald H. Shively, *Tradition and Modernization in Japanese Culture*, Princeton University Press, 1971, pp. 7-34.
- Wattenberg, Ulrich, "Germany (7-28 March, 15-17 April, 1-8 May 1873): An Encounter between Two Emerging Countries," ed., Ian Nish, *The Iwakura Mission in America & Europe.*, RoutledgeCurson, 2004[1998].
- 石井孝『明治初期の国際関係』、吉川弘文館、一九七七年。
- 井上清『条約改正』、岩波新書、一九五五年。
- 色川大吉『明治の文化』、岩波書店、一九九三年。
- 岡崎久彦『新装版 陸奥宗光とその時代』、PHP研究所、二〇〇五年。
- 久米邦武編著、水澤周訳注、『米欧回覧実記』、慶応義塾大学出版会、二〇〇五年。
- 小宮一夫『条約改正と国内政治』、吉川弘文館、二〇〇一年。
- 佐々木隆『明治人の力量、講談社学術文庫』、二〇一〇年。
- 佐々木克『大久保利通と明治維新』、吉川弘文館、一九九八年。
- 佐々木克『大久保利通』、山川出版社、二〇〇九年。
- 清水唯一郎『近代日本の官僚』、中公新書、二〇一〇年。
- 田中彰『岩倉使節団—米欧回覧実記』、岩波書店、二〇〇二年。
- 田中彰『明治維新と西洋文明』、岩波新書、二〇〇三年。
- 田中彰『明治維新』、講談社学術文庫、二〇〇三年。
- 尾崎正英『日本文化の歴史』、岩波新書、二〇〇〇年。
- 加藤周一『雑種文化』、講談社文庫、一九七四年。
- 毎日コミュニケーションズ編『国際ニュース辞典』第一巻、原文編、一九八九年。
- 松尾正人『木戸孝之』、吉川弘文館、二〇〇七年。
- 宮野澄『大久保利通』、PHP研究所、一九九〇年。
- 毛利敏彦『岩倉具視』PHP研究所、一九八九年。

拙稿 “Transnationalism and the Meiji State: On the Question of Cultural Borrowing,” *Bulletin of the Royal Institute for Inter-faith Studies*, (Amman, Jordan), 3, no.2 (Autumn/Winter 2001): pp. 25-39.

拙稿「岩倉使節団の文化的帰結」『国際交流研究』、フェリス女学院大学国際交流学部紀要、19号、2017年3月、pp. 117-143.

拙稿「権力と文明—聖徳太子の市民宗教」『国際交流研究』、フェリス女学院大学国際交流学部紀要、20号、2018年3月、pp. 169-205.

拙稿「岩倉使節団と西洋文明の借用」、『地域文化研究』19号、2018年4月、pp. 56-96.